

2. 変更届出書及び添付書類一覧表

【変更届出等欄記号の説明】

◎- 必要書類

▲- 該当する場合に提出

☆- 「建設業許可事務ガイドライン【第5条及び第6条関係】2.(13)②(b)(c)」に該当する場合は省略可能。

「役員等(a)」新たな者が役員等になった場合、「役員等(b)」既に役員等として登録されているものに変更があった場合、「役員等(c)」既に役員等として登録されている者が当該建設業者の役員等でなくなった場合

平成25年6月1日より適用

様式番号	申請書及び添付書類	変更届出等													
		商号等	営業所の新設	資本金	役員等(a)	役員等(b)	役員等(c)	令3条	令3条	令3条	令3条	令3条	令3条	令3条	令3条
第1号	建設業許可申請書														
別紙一	役員の一覧表(法人のみ、個人は添付不要)				◎	◎	◎								
	主たる営業所所在地見取図	▲													
第2号	工事経歴書(注3)														
第3号	直前3年の各営業年度における工事施工金額														
第4号	使用人数														
第6号	誓約書	注2	◎		◎	☆	☆	◎							
第7号	経營業務の管理責任者証明書(注4)														
第8号(1)	専任技術者証明書(新規・変更)	注2	◎												
第11号の2	国家資格者・監理技術者一覧表(新規・変更・追加・削除)														
	卒業証明書(必要に応じて履修科目証明書等を添付)(注5)														
第9号	実務経歴証明書(注6)														
	資格証・合格証明書等の写し(原本提示の上写しを提出。)(原本の提示については、携帯を義務付けられているもの(電気工事士免状、消防設備士免状)を除く)														
第10号	指導監督的実務経歴証明書(届出の際は記載された工事の工事請負契約書の原本を提示し写しを提出)(注6)														
第11号	建設業法施行令3条に規定する使用人の一覧表		◎												
第12号	許可申請者の略歴書				◎	☆	☆	◎							
第13号	建設業法施行令3条に規定する使用人の略歴書	注2	◎					◎							
第14号	株主(出資者)調査書			◎											
第15号	貸借対照表(法人用)														
第16号	損益計算書(法人用)														
第17号	「株主資本等変動計算書」・様式第17号の2「注記表」(法人用)														
	事業報告書(株式会社用)・様式第17号の3「附属明細表」														
第18号	貸借対照表(個人用)														
第19号	損益計算書(個人用)														
	定款(法人)														
	商業登記全部事項証明書(変更届出については一部事項証明書で可)(注5)	◎	▲	▲	◎	◎	◎	◎							
	法人・個人事業税納税証明書(注5)(注7)														
第22号の2(第一面)	変更届出書(第一面)(注2)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	注1	注2					◎
第22号の2(第二面)	変更届出書(第二面)(注2)(注8)	▲	◎							注2				▲	◎
	許可申請者等に係る登記事項証明書【法務局発行の「登記されていないことの証明書」】許可申請書及び添付書類一覧表の注意書きを参照	注2	▲		◎	☆	☆	◎	注1						
	許可申請者等に係る市町村の長の証明書【本籍地の市町村発行の「身分証明書(通称)」】許可申請書及び添付書類一覧表の注意書きを参照	注2	▲		◎	☆	☆	◎	注1						
第22号の3	届出書(欠格要件等)	注2													
	変更届出書(決算報告)														
第22号の4	廃業届(注9)														
	健康保険証等(写)(注10)			◎				◎	◎	◎					
	・その他の添付書類・確認資料(必要に応じて、指示された書類を提示ないし提出してください)														
	・詳細については、各県土整備事務所窓口で配布しています「建設業許可後の手引き」を参照してください。														

(注1)

経營業務管理責任者に関する変更手続きについて

経營業務管理責任者の変更の際に役員(法人)又は支配人(個人)の変更を伴う場合は、それぞれ役員等又は建設業法施行令第3条使用人に関する届出を必ず併せて行うこと(詳細はそれぞれの欄を参照)。

(注2)

営業所(主たる営業所・従たる営業所を問わず、すべての営業所)に関する変更手続きについて

従たる営業所が新設又は廃止される場合は、建設業法施行令第3条使用人及び専任技術者に関する届出を必ず併せて行うこと(詳細はそれぞれの欄を参照)。

営業所が営業しようとする建設業に変更がある場合(営業所の業種変更)は、専任技術者に関する届出を必ず併せて行うこと(詳細はその欄を参照)。

(「主たる営業所が営業しようとする建設業に変更がある場合」は、業種追加申請、廃業届(一部業種)、般・特新規申請などになることが多い。)

(注3) 許可業種の中で、1年間工事の実績がない場合は、「理由書(任意様式)」を提出すること。

(注4)、(注6)

新たに「経營業務の管理責任者」になる者がいる場合の確認は、許可申請時における内容と同じ。

実務経験を証明しようとする場合は、許可申請時における内容と同じ。

(注5) 各証明書については、届出日前3月以内に発行されたものに限る。

(注7) 法人で、県税の納税証明書については、税目名が「法人事業税・地方法人特別税」となる。

(注8) 用紙が2枚以上にわたる場合、「主たる営業所」欄は、1枚目のみに記載すればよい。

(注9) 廃業等の届出要件(法第12条、法第17条)

下記の事項に該当するときは、30日以内に廃業届けを提出してください。

廃業等の届出事項	届出をすべき者及び添付書類
1. 許可に係る建設業者(個人事業主)が死亡したとき	その相続人(例:配偶者、直系尊属、子) ・戸籍謄本(個人事業主の死亡及び届出者が相続人であることが確認できるもの。)
2. 法人が合併により消滅したとき	その法人の役員であったもの ・届出者が当該法人の役員であったことがわかる登記事項証明書又は閉鎖事項全部証明書など
3. 法人が破産手続開始の決定により解散したとき	手続き中はその破産管財人。破産手続終了後はその法人の役員であったもの。 ◎ 破産管財人の場合 (廃業届には破産管財人の印鑑証明書の印を押印すること) ・裁判所発行の「破産管財人選任証明及び印鑑証明書」 ◎ 「その法人の役員であったもの」の場合は上記2に同じ。
4. 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したとき	清算中はその清算人。清算終了後はその法人の役員であったもの。 ◎ 清算人の場合 ・当該法人の清算人であることがわかる登記事項証明書又は履歴事項全部証明書 ◎ 「その法人の役員であったもの」の場合は上記2に同じ。
5. 許可を受けた建設業を廃止したとき	◎ 個人事業主(本人) ◎ 法人自体(法人が存続している場合) ◎ その法人の役員であったもの(法人が存続していない場合) ・「その法人の役員であったもの」の場合は上記2に同じ。

(注10)

営業所を新設する際は令3条の使用人と専任技術者、変更届の場合は経營業務の管理責任者、専任技術者、令3条の使用人の変更届に添付。

「健康保険被保険者証(写)(全国健康保険協会(協会けんぽ)や、組合管掌健保が発行したもの)」

ないし「全国土木建築国保組合等の国民健康保険証(写)」

市町村の国民健康保険証の写しの場合は、出勤簿及び貸金台帳の写しなどを添付。